

平成24年11月9日

第2436号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 地域森林計画の樹立の予定(581・森林整備課).....1
- 地域森林計画の変更の予定(582、583・森林整備課).....1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(584・都市計画課).....1
- 建設業の許可の取消し(585・山本地域振興局総務企画部).....2
- 道路区域の変更及び供用開始(586・秋田地域振興局建設部).....2
- 建設業の許可の取消し(587・仙北地域振興局総務企画部).....3

公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(水産漁港課).....3

収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の決定(12).....4
- 土地収用事件の審理の開始(13).....5

告 示

秋田県告示第581号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、米代川地域森林計画をたてるので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
米代川森林計画区 米代川地域森林計画計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成24年11月9日から同年12月10日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第582号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成24年11月9日から同年12月10日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第583号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成24年11月9日から同年12月10日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 北秋田都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年11月9日

秋田県告示第585号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成24年10月30日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社近藤組
山本郡三種町鹿渡字西小瀬川168番地1
代表取締役 古 川 しのぶ
秋田県知事許可（般・特-23）第1280号
- (3) 処分の内容
ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可並びに土木工事業及びとび・土工工事業に係る特定建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成24年10月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成24年10月31日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
落合エム店
能代市落合字下谷地11番地4
落 合 正 一
秋田県知事許可（般-19）第11990号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成24年10月31日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|-------|-----|-----|-----|-----------------|----------------|
| | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|---|-------|---|---------------------------|-------------|-------|
| 県 道 | 旧 | 久保秋田線 | A | 秋田市下新城笠岡字笠岡145番4から163番4まで | 11.00～11.00 | 0.116 |
| | 新 | 久保秋田線 | A | 秋田市下新城笠岡字笠岡145番4から163番4まで | 11.00～11.00 | 0.116 |
| | | | B | 〃 | 11.00～22.50 | 0.137 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 供用開始の期日 平成24年11月12日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年11月9日から同月22日まで

秋田県告示第587号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年10月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
加藤組株式会社
大仙市協和小種字下鏡台254番地2
代表取締役 加 藤 興 男
秋田県知事許可（般-19）第60054号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年10月26日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
船舶の売却処分

| | |
|--------|----------------------------|
| 数量 | 1隻 |
| 船種・船名 | 汽船「第二千秋丸」 |
| 船質 | F R P 製 |
| 総トン数 | 18トン |
| 進水年月日 | 平成3年11月25日 |
| 船舶検査済票 | 第211-13574号 |
| 停泊港 | 秋田県男鹿市船川港 |
| 予定価格 | 5,432,070円（消費税及び地方消費税を含む。） |

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

| | |
|-----|-----|
| 場 所 | 期 間 |
|-----|-----|

| | |
|---|---|
| 農林水産部水産漁港課 漁業管理班 (電話 018-860-1893) 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 | 平成24年11月9日(金)から同月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで |
|---|---|

3 入札執行の場所及び日時

| 場 所 | 期 間 |
|----------------------|------------------------|
| 出納局財産活用課入札室(秋田県庁舎地階) | 平成24年11月21日(水) 午後1時30分 |

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、農林水産部水産漁港課(電話018-860-1893)に照会のこと。

収 用 委 員 会 告 示

秋田県収用委員会告示第12号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年11月9日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣 羽 田 雄一郎

上記代理人 東北地方整備局長 徳 山 日出男

2 事業の種類

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事(大館西道路)(秋田県大館市商人留字横道下地内から同市商人留字谷地中地内まで)

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

| 土 地 の 所 在 | 地 番 | 地 目 | | 地 積 (㎡) | | 収用しようとする土地の面積(㎡) |
|---------------|------|-----|-----|---------|--------|------------------|
| | | 公 簿 | 現 況 | 登 記 簿 上 | 実 測 | |
| 秋田県大館市商人留字横道下 | 1番27 | 原 野 | 山 林 | 725 | 725.78 | 343.35 |

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は秋田県建設部建設政策課に備え置いて縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

大館市

秋田県大館市字中城20番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

大館市商人留町内会

秋田県大館市商人留字商人留73番地

使用権

大館市釈迦内本郷会

秋田県大館市釈迦内字釈迦内108番地1

使用権

三 浦 啓 一

秋田県大館市御成町四丁目1番21号 佐藤アパート

(ただし、住民票では秋田県大館市商人留字野崎56番地)

使用権

6 裁決手続の開始を決定した日

平成24年10月29日

秋田県収用委員会告示第13号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成24年9月3日に申請のあった高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事及び一般国道7号改築工事（大館西道路）（秋田県大館市商人留字横道下地内から同市商人留字谷地中地内まで）に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年11月9日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成24年12月20日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号
秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室